

台風（暴風・大雨・洪水）及び大雪時における処置について

見出しのことにつきまして、保護者の方は下記のことを十分ご理解いただき、適切な処置をとっていただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 始業前に暴風警報又は暴風雪警報が発令されている場合

登校させないでください。

2. 暴風警報又は暴風雪警報が解除された場合

① 7時までに解除された場合	安全を確認の上、登校。平常授業。通常の給食実施。
② 7時から8時30分までに解除	安全を確認の上、登校。平常授業。 簡易給食（乾パン、牛乳程度）実施。
③ 8時30分以降 11時までに解除	安全を確認の上、登校。 簡易給食（乾パン、牛乳程度）実施。 ※学校配信メール等で開始時刻等を連絡します。 ※ただし、解除の時刻および通学路の状況によっては地区委員さんと連絡を取り、適切な処置を講じます。

3. 11時においても暴風警報又は暴風雪警報が解除されない場合

・登校させないでください。その日は休みとします。

4. 登校途中において、暴風警報又は暴風雪警報が発令された場合。

・地区委員さんと連絡を取り、速やかに帰宅させます。

5. 始業後に暴風警報又は暴風雪警報が発令された場合

・原則として直ちに授業を中止して、速やかに帰宅させます。

・安全に帰宅させることが危険な場合、学校に待機させ、様子を見てから帰宅させます。

※学校配信メール等で連絡します。

6. 気象特別警報が発表された場合

重大な災害の起こるおそれが著しく大きい「大雨特別警報」「暴風特別警報」「暴風雪特別警報及び大雪特別警報」が出された場合は、前記1～5のとおり対応するものとします。

—備考—

*暴風警報又は暴風雪警報が発令されていなくても、大雨・洪水・雷・大雪等による危険が予想される場合があります。その場合は、各地区によって登下校の条件が異なりますので、地区委員さんと連絡を取り、適切な処置を講じます。

*テレビ・ラジオ等で報道される気象情報は、市町単位でも発表されます。「三重県北部」または「亀山市」で確認してください。

*警報発令のため休校になった場合の翌日は、時間割通りの準備をして登校させてください。